

# シニアドライバーの皆さんへ 運転免許の自主返納を考えてみませんか？

## 後を絶たない シニアドライバーによる交通事故

4月に池袋で80代の男性が運転する車が暴走し、母子2人を死亡させた事故をはじめ、県内でも6月に70代の男性が運転する車が国道を逆走し、衝突事故を起こすなど、シニアドライバーによる悲惨な事故が後を絶ちません。

事故は誰にでも起こる可能性があり、たった一瞬の油断や不注意が、悲劇を起こしてしまいます。被害者を出さず、自分の大切な家族を悲しませないためにも、この機会に免許返納についてご家族と一緒に話し合ってみませんか。

## 「まだ大丈夫…」 でも事故を起こしてからでは遅いのです

高齢になれば誰でも、認知機能や身体機能が衰えます。気を付けていれば安全運転ができていた若いころと同じ感覚で運転を続けていると、思わぬ事故を起こしてしまうかもしれません。「以前とちょっと違うな」「判断が鈍ってきたな」と感じたときに免許証の返納どきです。

### こんな症状が出てきたら要注意！

- 右左折のウインカーを間違えて出したり、ウインカーを出し忘れてりする
- 歩行者や障害物、他の車に注意がいかないことがある
- カーブをスムーズに曲がれないことがある
- 車庫入れ時、塀や壁をこすることが増えた

### 不安があるあなたは「自主返納」を

自主返納制度は、シニアドライバーが有効期限の残っている運転免許証を、自らの意思で返納する制度です。自主返納後は、「運転経歴証明書」の交付が受けられ、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、永年、利用することができます。

自主返納の手続きは岐阜羽島警察署または岐阜運転者講習センターまでお問合せください。

**【問合先】** 岐阜羽島警察署 ☎387-0110  
岐阜運転免許センター  
☎295-1010

## 免許返納で 公共施設巡回町民バスが1年間無料に

運転に不安を感じているシニアドライバーが自主的に運転免許を返納しやすい環境の整備を進めるため、10月より運転免許証自主返納者への支援事業を開始します。

**【対象者】** 笠松町に住民登録がある65歳以上の方で、平成29年4月1日以降にすべての運転免許証を自主返納された方  
(運転免許証の期限切れにより失効した方は対象外)

**【支援内容】** 笠松町公共施設巡回町民バスの利用料を1年間免除

**【申請先】** 役場3階 建設課

※申請には運転経歴証明書の提示が必要です。  
なお、この証明書は自主返納から5年以内であれば後から交付申請することが可能です。

**【問合先】** 建設課 ☎388-1117



このほかにも、運転経歴証明書の提示でバスやタクシーの割引が受けられます。詳しくは県ホームページをご確認ください。